

陳情書

令和 8 年 3 月 16 日

宛先

白岡市議会議長 中川幸廣 殿

(住所 〒349-0292 埼玉県白岡市千駄野 432 番地)

陳情者

氏名:

住所:

電話番号:

メール:

「白岡市教育委員会によるいじめ防止対策推進法第 28 条第 2 項に基づく重大事態調査報告書（令和 5 年 6 月 16 日付）提言事項の未履行に対する是正指導及び議会としての調査を求める陳情」

陳情の趣旨

白岡市議会として、白岡市教育委員会に対し、以下の措置を講じるよう強く要請します。

1. 第三者委員会報告書の提言事項（被害児童保護、再発防止策実施、再調査の必要性等）の履行状況を直ちに調査・確認し、未履行部分の是正を指導すること。
2. 市教育委員会の対応を議会として検証するため、教育関係委員会での質疑・参考人招致、または百条委員会設置を検討すること。
3. 被害児童の生命・心身の危険が継続している緊急性を踏まえ、早期対応を優先すること。

陳情の理由

1. 事案の事実関係（客観的証拠に基づく）
令和 3 年度、白岡市立小学校において、当時小学 6 年生の女子児童（私の子）に対するいじめ（金銭要求 1 万円、陰口「死ね」「キモイ」、机蹴り、筆

箱隠し等)が発生。令和4年3月、学校がいじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき重大事態と認定。令和5年6月16日、白岡市いじめ防止対策推進委員会(臨時会)第三者委員会が調査報告書を提出。いじめ事実を認定し、学校・教育委員会の対応を「不適切」「被害者保護の視点欠如」と厳しく指摘。提言として、

① 再調査の実施

報告書との結びつき

直接「再調査せよ」とは書かれていないが、第4章「学校および教育委員会の対応の検証」全体が「本件で明らかになった問題点(いじめの構造理解の不足、早期把握・組織的対応の欠如、保護者連携の失敗)」を詳細に指摘しており、これを踏まえて第5章で「いじめに対する理解の徹底」「基本方針の実践」「教育委員会の役割強化」を強く求めている。

法的根拠として、いじめ防止対策推進法第28条(重大事態への対処)では、学校の設置者(教育委員会)または学校が、いじめにより生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または相当期間の欠席を余儀なくされている疑いがある場合に、速やかに組織を設けて事実関係の明確化のための調査を行う義務を定めている。

また、同法第30条(公立の学校に係る対処)では、重大事態が発生した場合に地方公共団体の教育委員会を通じて地方公共団体の長に報告し、必要に応じて附属機関を設けた追加調査が可能と規定されており、本件のような不十分な初期対応を振り返るためのフォローアップ調査が、これらの条文に基づく再検証として解釈できる。

解釈としての対応

これらの指摘・提言を実効性あるものにするためには、現状の理解・対応体制が不十分である以上、学校・教育委員会が自ら本件を振り返るための内部的な再検証(またはフォローアップ調査)を行うことが、提言の実現に不可欠であると読み取れる。さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5項(生徒指導に関する管理・執行権限)および第43条(県費負担教職員の服務監督権限)により、教育委員会は学校の実態把握と指導を義務付けられており、これを基に再調査の実施が法的裏付けを持つ。

② 被害児童への継続的支援

報告書との結びつき

「被害者本人の意思確認が十分にされず」「被害者本人が求める解決を一緒

に考える」「被害の回復に向けどのような支援を保護者と協議しながら行う」
(第5章3-(1))「被害者は精神的ダメージを受け、謝罪だけでは回復しない」「自己肯定感や自尊心へのダメージ」(同)「スクールカウンセラー等の外部専門家を活用」(複数箇所) 終章で「被害者は現在も影響に苦しみ、学校に行けず自傷行為を繰り返す状態が続いている」と明記。

解釈としての対応

これらはまさに継続的・長期的な精神的支援の必要性を示唆しており、単発の対応ではなく、外部専門家を交えた継続的なフォロー(カウンセリング、意思確認の繰り返し、保護者との協議)が強く求められていると結びつけられる。

法的根拠として、いじめ防止対策推進法第1条(目的)では、いじめの防止等のための対策を総合的に推進し、児童等の心身の健全な成長を守ることを定めている。第16条(早期発見のための措置)では、学校が児童・生徒・保護者向けの相談体制を整備し、家庭や地域と連携して権利利益の擁護に配慮することを義務付けている。

また、同法第15条(道徳教育等の充実)では、すべての教育活動を通じた啓発活動を講ずることを求め、第18条第2項(教職員の研修)では、いじめ防止対策に関する資質向上のための計画的な措置を規定しており、これらを基に被害児童の精神的回復に向けた継続支援が法的義務として位置づけられる。

③ 加害者指導の徹底

報告書との結びつき

「加害者側保護者との連携」が不可欠とし、「加害者が一次的な当事者」「保護者にも法的責任があることを認識させる」(第5章3-(2))「いじめは被害者の主観で判断され、加害者の意図に左右されないことを説明」「学校としての方針を事前に十分説明し理解を得る」「加害児童の精神状態に過度な負担が生じた場合は指導以外の支援も検討」

解釈としての対応

単なる「謝罪」で終わらせず、加害児童・保護者に対する責任認識の徹底、教育的な指導・更生支援の継続、そして必要に応じた別支援(カウンセリング等)を組み合わせた「指導の徹底」が提言の核心部分に含まれている。
法的根拠として、いじめ防止対策推進法第4条(いじめの禁止)では、児童等はいじめを行ってはならないと明記し、第9条第1項・第3項(保護者の

責務)では、保護者が児童等の保護と措置への協力義務を負うことを定めている。

また、同法第 23 条 (いじめに対する措置) では、学校がいじめに対する措置を組織的に行うことを義務付け、第 22 条 (学校いじめ対策組織の設置) では、複数の教職員や専門家による組織を置くことを規定しており、これらを基に加害者の指導・更生が法的枠組みとして徹底されるべきである。さらに、第 2 条 (定義) では、いじめが被害者の主観に基づくことを明確にし、加害者の意図に左右されない指導の必要性を裏付けている。

④ 再発防止策の策定・実施

報告書との結びつき

提言全体が「いじめ再発防止に努めてほしい」で締めくくられている (第 6 章) いじめ防止基本方針の実践」「組織的対応の確立」「年 5 回の仲良しアンケート実施」「外部専門家の活用」「教員・教育委員会・保護者の共通理解の徹底」「記録管理の明確化」など、具体的な再発防止のための仕組み・取り組みが多数列挙「日頃からいじめ防止教育を実践」「児童自身が学ぶ機会を設ける」

解釈としての対応

これらはまさに学校・教育委員会が主体となって再発防止策を体系的に策定・実施すべき内容であり、報告書は事実上「再発防止のための組織的・日常的な取り組み計画の立案と実行」を強く求めている。

法的根拠として、いじめ防止対策推進法第 11 条 (いじめ防止基本方針) では、国が基本的な方針を策定することを定め、第 12 条 (地方いじめ防止基本方針) および第 13 条 (学校いじめ防止基本方針) では、地方公共団体と学校がこれを参酌した方針を定める努力義務・義務を課している。

また、同法第 28 条 (重大事態への対処) では、調査を通じて同種事態の発生防止に資することを明記し、第 10 条 (財政上の措置等) では、国・地方公共団体が必要な措置を講ずるよう努めることを規定している。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 5 項および第 43 条により、教育委員会の指導・監督権限が再発防止策の策定・実施を支える基盤となっている。

まとめ

報告書は「即時的な 4 項目の命令」ではなく、本件で露呈した構造的問題を根本的に改善するための指針を示したものです。そのため、記載している 4

点をそのままの言葉で記載しているわけではありませんが、上記のように報告書の検証内容・提言の趣旨を最大限に結びつけて解釈すると、ほぼ対応します。

これらの法的根拠（主にいじめ防止対策推進法の各条文）を加えることで、提言の正当性と実務的な適用性が強化されます。報告書公表から約3年経過した現在も、提言事項が一切履行されていない（再調査なし、支援継続の確認なし、履行状況報告なし）被害児童はPTSD悪化により自傷行為・不登校・過呼吸発作が続き、生命・心身に重大な被害が継続中（診断書・通院記録添付）

2. 不作為の具体的内容

請求人は、白岡市教育委員会に対し、いじめ防止対策推進法第28条第2項に基づく調査結果の履行（再調査・支援措置）を求める申請（要請書・メール等）を行った（写し添付）当該申請から相当の期間（3年近く）が経過しているにもかかわらず、何らの処分・対応もなされていない（不作為）教育長の発言（「お母さんが加害者を説得して」「いじめはなくなる」と等、音声・X投稿記録添付）は、被害児童の過呼吸発作を無視したもので、傷害罪に準ずる精神的損害を与え、二次加害を助長。

3. 不作為の違法・不当性（法令根拠を厳密に）

いじめ防止対策推進法第28条第2項

重大事態調査結果に基づき、速やかに被害者保護・加害者指導・再発防止措置を講ずる義務がある。

同法第6条・第7条

地方公共団体・学校設置者は、いじめ防止等の対策実施責務を負う。

同法第29条

学校設置者は、重大事態への対処・防止に必要な指導・支援を行う。白岡市教育委員会は、上記法令義務を履行せず放置。これは明白な法令違反の不作為であり、以下の権利を侵害。

憲法第26条（教育を受ける権利）

児童の権利に関する条約第 19 条（虐待からの保護）

児童福祉法第 1 条・第 2 条（児童の最善の利益優先・保護の原則）

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和 6 年 8 月改訂）

「重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対処及び同種の事態の発生防止）を速やかに行うことを目的とする。」「学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくことが重要である。」と明記されており、調査結果に基づく対処・防止措置の速やかな実施を強く求めています。不履行はガイドライン違反であり、被害児童の保護義務を果たしていない明白な法令違反です。

第三者委員会報告書自体が公表されている以上、履行義務は明白で、裁量の余地は極めて狭い。

陳情の必要性

現在、埼玉県知事宛に行政不服審査請求を提出中ですが、白岡市議会は行政監視機関として、市教育委員会の不作為を放置することは許されません。被害児童の命・心身が危険にさらされている緊急性が高く、一刻も早い議会としての対応を強く求めます。

添付書類

1. 白岡市第三者委員会調査報告書（令和 5 年 6 月 16 日付）全文写し
2. 被害児童の診断書・通院記録（一部黒塗り）
3. 教育長発言の音声記録・YouTube 投稿スクリーンショット
4. 履行要請申請書（またはメール・書面）の写し・日付証明
5. 行政不服審査請求書写し（参考）
6. 公開質問状・刑事告発状の写し
7. 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和 6 年 8 月改訂）PDF 写し（該当箇所抜粋）

以上のとおり陳情いたします。

一刻も早い審議と対応を強くお願い申し上げます。

陳情者

